

令和6年12月13日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立大泉障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都新宿区西新宿七丁目8番10号 オークラヤビル内
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
理事長 立原麻里子

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和6年4月9日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月22日	令和6年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
6月25日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月25日～8月7日	応募書類受付（応募団体数1）
8月5日	経営診断委託
8月30日	第3回指定管理者選定小委員会

	(応募団体運営施設の实地調査)
	(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
	(応募団体の評価、採点)
10月30日	令和6年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月13日	令和6年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、基幹相談支援センターとして、相談支援の中核的な役割を果たしていく提案があること、地域住民や関係機関等と連携し、地域に根差した事業運営が今後も期待できること等の理由により、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が練馬区立大泉障害者地域生活支援センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。

（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力が非常に優れている。また、自己資本比率も高く、経営安全性が高い法人であり、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 組織体制

関係法令遵守に加え、東京都手をつなぐ育成会「個人情報保護規程」を定め、個人情報を適正かつ慎重に取り扱っている。

また、個人情報保護規程と同様に、法人で「情報公開・開示規程」を定め、適正に対応している。

労働関係法令に基づき、賃金規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

(3) 団体の施設運営実績

平成22年5月の開設時から、指定管理者として練馬区立大泉障害者地域生活支援センターの管理運営を行っているほか、区外の同種・同規模施設として中央区立福祉センター・基幹相談支援センターや大田区立障がい者総合サポートセンターの運営の一部を受託している。また、区内施設の指定管理者として貫井福祉園、貫井福祉工房、谷原フレンドおよび谷原あおぞら学童クラブを運営しており、安定した施設運営を行う十分な実績がある。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

利用者アンケートや相談支援を通じたニーズの把握・対応に加え、区内や都内全域を対象とした諸会議、連絡会、研修等に参加して地域の利用者ニーズを把握し、個別のニーズや地域の課題解決に向け、意見交換等に取り組む提案があり、評価できる。

人材の確保について、法人ホームページやWEB説明会等における周知に加え、出産その他の理由で退職した職員の中で再度法人内の就労を希望する者を登録した、法人人材バンクを活用し、人材確保に取り組む提案があり、評価できる。

(6) 利用者等への対応

支援状況や相談記録などを複数人の職員で確認することで、職員が公正性、公平性について共通の認識を持って対応できるように取り組む提案があり、評価できる。

法人の虐待防止のための行動指針を活用した研修や区内同法人の事業所との合同研修の実施により、法人全体で権利擁護の意識向上に取り組む提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

定期的な施設点検を行うとともに、事業継続計画（BCP）に基づいた自然災害、感染症発生時の組織的な対応の提案があり、評価できる。

事故や施設等の不具合について、申し送り等の情報共有の場で確認を行うとともに、区および法人への迅速な連絡方法等を手順に定め、会議や対応訓練で職員に周知する提案があり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

円滑な業務遂行のために、法人人事の管轄により、常勤職員については能力に応じて、非常勤職員については知識、実務経験、専門性を踏まえ、事業の運営補助としてそれぞれ配置する提案があり、評価できる。

事務作業等においてICTの活用を推進し、効率化により生み出された時間について相談等の利用者支援の充実に活用する提案があり、評価できる。

(9) 施設特性に応じた評価項目

障害種別によらず全ての障害者を対象とした相談支援の実施に加え、併設の練馬区立子ども家庭支援センターや民間相談支援事業所等と連携し、困難な課題を抱える人について家族単位での課題解決に取り組む提案があり、評価できる。

基幹相談支援センターとして、対応が困難な事例等を所内で集約し、所内事例検討等でノウハウを蓄積しており、相談支援従事者会における研修等を通じ、地域の機関に知識や技術を提供することで、民間の相談支援力の向上に取り組む提案があり、評価できる。

知的障害や発達障害、難病等の障害当事者やその家族が相談者と同じ立場で相談に対応するペアピア相談事業を実施しており、今後、更に事業の拡充を検討しており、評価できる。

(10) 地域への貢献

事業所の祭りや障害に関する勉強会の開催等、地域住民と交流の機会を設け障害理解の促進に取り組むほか、地域住民と協働して地域課題の共有や解決に向けた会議等を開催する提案があり、評価できる。

定期的に喫茶「からふる」を開催し、地域住民や子ども家庭支援センター利用者等との交流の場を設けるとともに、ボランティアに活動の機会を提供する提案があり、評価できる。

別表

指定管理者（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）選定の審査結果（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設運営実績	(1) 大泉障害者地域生活支援センターと同種・同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	10点	0点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組	30点	24点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	30点	24点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 障害者相談支援における中核的役割に向けた取組 (2) 多様な障害特性に応じた利用者支援に対する取組	30点	24点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	152点